

学校教育における選挙権年齢の引下げへの対応

平成27年11月16日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料4-1

- 公職選挙法等改正法 平成27年6月17日成立(平成27年6月19日公布)
 - ・ 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改める。
 - ・ 選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改める。
- ＜施行期日＞
公布日から1年後(平成28年6月19日)に施行。施行日後初めての衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日以後に期日を公示又は告示される選挙から適用。

(仮に、平成28年参議院議員通常選挙から選挙権年齢が満18歳以上となった場合)
現在(平成27年度)在籍する高校3年生は全員が、高校2年生は選挙時点で18歳になっている者が、来年夏から有権者となる。

★高校生に対する政治への参加意識を高めるための指導の充実等や、高校生の政治的活動に係る考え方の整理等の対応が必要(※)

※ 小・中学校段階についても、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組が必要。

文部科学省における対応状況①

○施行通知の発出

公職選挙法等改正法の概要や、国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ること等について各都道府県教育委員会等に周知。

○高校生向け副教材と教師用指導資料の作成

総務省との連携により、政治や選挙等に関する副教材や教師用の指導資料を作成し、9月29日、文部科学省ホームページに掲載。今後、総務省において、12月までに、全国の全ての国公立高等学校の生徒に対し、副教材を配布する予定。

○高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)の発出

選挙権年齢や国民投票権年齢が、18歳以上に引き下げられることに対応し、①高等学校における政治的教養の教育を充実させるとともに、②政治的活動等に対する適切な生徒指導を実施するため、関係する留意点等を示した新たな通知を10月29日に発出。

背景

習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが一層期待。公選法等の改正は、若い人々の意見を現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は高校生が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待。

他方、学校や教員の政治的中立性に留意することや、政治的教養の教育において具体的な政治的事象を扱うことと、生徒が具体的な政治的活動等を行うことは区別することが必要。

文部科学省における対応状況②

政治的教養を育む教育

授業において、①現実の具体的な政治的事象を取扱うことや、②模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化。

(指導上の留意事項)

- 学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施。
- 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要。また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示することなどが重要。
- 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導。指導が全体として特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないよう、また、学校の内外を問わず地位を利用した結果とならないように留意。

高等学校等の生徒の政治的活動等

高等学校が教育を目的とする施設であること等を踏まえると、高校生の政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける。

- 学校の教育活動として、生徒が政治的活動等を行うことは、教育基本法第14条第2項に基づき、禁止することが必要。
- 放課後や休日等であっても、学校の構内においては、学校施設の物的管理の上での支障等が生じないよう、制限又は禁止することが必要。
- 放課後や休日等に、学校の構外で行われる政治的活動等については、違法なもの等は制限又は禁止されるほか、学業や生活に支障があると認められる場合などは、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる。

また、満18歳以上の生徒の選挙運動は尊重することになることや、生徒の政治的活動等は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであることに留意。

その他

インターネットの特性を踏まえた指導の必要性や、学校・家庭・地域の連携の重要性について記述。

文部科学省における対応状況③

○全国説明会の開催

- ・ 各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象とした会議や、各都道府県の私立学校担当部課長等を対象にした会議において、公職選挙法等改正法の概要の周知及び学校教育における対応について要請。

【教育委員会対象】6月29日に小学校、30日に中学校、7月13、15日に高等学校の関係教科等部会において説明。加えて、7月から10月にかけて各都道府県等で実施する説明会においても説明。

【私立学校担当対象】7月から10月にかけて行われる会議において周知。

- ・ 11月6日、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等を対象として、高校生向け副教材の内容等に関する説明や、教育委員会としての取組に関する情報交換などを行う「選挙権年齢の引下げへの対応に関する連絡協議会」を開催。
- ・ 以上の他、文部科学省以外の機関が開催する会議も含め、随時説明を実施。

○次期学習指導要領の検討

次期学習指導要領の改訂に関する審議を行う中央教育審議会教育課程企画特別部会がまとめた「論点整理」においては、

- ・ 選挙権年齢の引下げを踏まえ、高等学校を卒業する段階で共通に身に付けておくべき力は何かを明確に示すこと、特に、国家・社会の形成者として主体的な社会参画を行っていくために必要な力の育成が求められることが指摘されており、それを踏まえ、
- ・ 社会的・職業的な自立や主体的な社会参画に必要な選択・判断の基準を形成し、課題の解決に必要な力を身に付ける新科目「公共(仮称)」を、高等学校に設置することなどについて提言されている。

今後、更に検討が進められる予定。

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：第1学年から第3学年まで全ての国・公・私立高校生等約370万部】

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベートの手法
- ・模擬選挙や模擬議会の実施 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ&A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
（全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布（約20万部））



（文部科学省ホームページ：政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm